

令和7年8月19日  
地域学校連携課  
教育指導課

## 今後の区立小・中学校地域運営学校を支える仕組み(案)について

### 1 主旨

現在の学校を支える仕組みである、学校運営委員会、学校支援地域本部、学校協議会及び学校関係者評価委員会について、制度発足から20年余りが経過したところであるが、会議体の増加による扱い手の不足や構成員の重複等や一部の会議体の形骸化が見られている。その結果、それぞれの会議体が本来果たすべき役割を發揮できていないほか、地域・学校双方の負担が増加するなどの制度疲労が生じていることから、学校と地域の関係を見直す必要性が生じている。

見直しにあたっては、地域運営学校のあるべき姿を示すとともに、持続可能な運営体制とするため学校と地域双方の負担軽減を図りつつ、子どもの学びと育ちを核として、学校・保護者・地域が繋がり、「学校を核とした地域コミュニティの強化」を目指している。新たな仕組みの方針について、各会議体の委員や町会長等への説明を行い、そこでの議論やいただいた意見等を踏まえ、新たな仕組み（案）として取りまとめたことから報告する。

### 2 意見募集結果

本年6月から7月まで、学校運営委員会委員や町会・自治会関係者、保護者、民生・児童委員等、学校関係者へ直接説明を行ったほか、広く意見募集を行った。意見募集の結果、新たな仕組み（案）に対する意見では、会議体の整理や地域・学校の負担軽減の観点から見直しを進めるべきという意見が多く寄せられた。一方、学校評価の第三者性の確保や学校支援コーディネーターの人選や確保等の懸念等が挙げられた。

主な意見は以下のとおり。（意見数：502件）

#### （1）（仮称）学校運営協議会について

- ①（仮称）学校運営協議会として組織を一元化し、事務局として会計年度任用職員を配置することは、教員の負担軽減につながる良いアプローチである。
- ②委員の任期は1期2年、延長でも2期4年までとし、それ以上は如何なる理由でも不可としてはどうか。
- ③現行制度では、当該校の卒業生から1名を委員として選出する必要があるが、時代が変わり、議論が噛み合わないこともあるため、卒業生枠の撤廃を検討してはどうか。
- ④（仮称）学校運営協議会の会議開始時間は、教員の労働時間を考慮し、午後4時から1時間程度などとしてはどうか。

- ⑤学校運営委員会と学校関係者評価委員会は、情報共有を密にすることで、より一層学校教育に寄与できるため、統合し、新たな体制を築くことは非常に有意義である。
- ⑥学校評価は第三者性を担保するため、（仮称）学校運営協議会とは別組織とするべきである。
- ⑦町会として学校に訪問したり、学校行事に参加する機会がない中で、学校関係者として評価を依頼されても、適正に行うことには難しい。

#### （2）学校支援コーディネーターについて

- ①会計年度任用職員を設置し、各校の副校長が抱える過重な負担を軽減するために、学校の渉外業務を担当するという施策は、より質の高い教育の提供につながるため、早期に実現してほしい。
- ②学校支援コーディネーターとして、新たに会計年度任用職員の設置を検討するにあたり、学校包括支援員（現：インクルーシブ教育支援員A）などとの役割の区別を明確にする必要がある。
- ③副校長補佐として新たに会計年度任用職員を設置することで、校長や副校長の異動があっても学校運営をスムーズに行えるという利点があるが、仕事量が多すぎて運営が滞る可能性はないのか。
- ④新たに会計年度任用職員として設置する学校支援コーディネーターについて、（仮称）学校運営協議会の事務局としての活動や学校の渉外業務だけでは、日によっては時間を持て余してしまう可能性があるのではないか。
- ⑤地域との関わりや支援のあり方は学校によって異なるため、会計年度任用職員の設置が適している学校ではその方法を採用し、現在の学校支援コーディネーターが協力し合って円滑に運営できる学校ではその体制を維持するのが良いのではないか。
- ⑥ボランティアでは学校との関わりが限定され、学校のニーズや教員の考えを理解するのが難しいため、（仮称）学校運営協議会の事務局に、会計年度任用職員として常に学校とコミュニケーションをとれる人がいることが望ましい。

#### （3）実行チームについて

- ①「学校防災」チームについて、各校の取り組みにばらつきが生じ、名ばかりのチームにならないよう、一定のガイドラインを策定し、各校が最低限実施すべきことを明確にしてはどうか。
- ②実行チームは、当該校の保護者を中心に構成し、町会・自治会からは負担にならないように少人数の方に参加してもらう形としてはどうか。
- ③P T Aのように、本来は任意参加であるべきものを必須参加のように扱い、地域住民を無理に巻き込むことはやめてほしい。
- ④実行チームは、各学校の実情を合わせた活動ができるのは良いことだと考える。

#### (4) その他

- ① P T A が解散する時代となり、住民同士の触れ合いが希薄化していく中で、学校と地域の連携の重要性は増しており、新たな仕組みでそれを実現して欲しい。
- ② 学校運営委員会、学校関係者評価委員会、学校支援コーディネーターはそれぞれ別の組織体として存在しているため、多くの人が学校と関わることができている。これらを集約すると、自然と関係する人が減り、学校と地域の結びつきが一部の人に限られてしまうのではないか。
- ③ 現状でうまく機能している学校の組織には、変更しないという選択肢を与えて良いのではないか。
- ④ 安定して学校運営が続けられるよう、教師の負担の軽減が進められると良い。具体的には、教師がやらなくても良い仕事は他の職種でカバー出来るような仕組みができると良い。

### 3 今後の区立小・中学校地域運営学校基本方針

今後、以下の3つを基本方針とし、区立小・中学校地域運営学校を運営していく。

- (1) 現在の「開かれた学校」という考え方から更に一步踏み出し、地域でどのように子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標を地域住民等と共有し、地域と一体となり、子どもたちを育む「地域とともにあら学校」として運営する。
- (2) 地域で子どもたちを育てるという視点だけでなく、学校・保護者・地域が繋がり、学校を核とした地域コミュニティを強化する視点から運営する。
- (3) 学校を支援する活動を制度として構築するとともに、学校と地域の双方にとって、無理のない持続可能な運営体制をつくる。

### 4 新たな仕組み（案）

学校運営委員会委員、町会・自治会関係者、保護者、民生・児童委員等の関係者から寄せられた意見を踏まえ、3の区立小・中学校地域運営学校基本方針を基に、以下のとおり新たな仕組みとする。（別紙イメージ図参照）

また、本年9月以降に実施予定の小・中学校でのワークショップの意見等を参考として、各校の取組みに反映させていく。

#### (1) 学校運営協議会

- ①これまでの学校運営委員会、学校支援地域本部、学校関係者評価委員会の会議体を統合し、名称を学校運営協議会とし、シンプルな構造とする。なお、学校協議会は廃止する。
- ②学校運営協議会を地域と学校が共に学校運営を行う場と改めて明確に位置付け、学校経営の目標、学校を取り巻く課題の把握と解決方法を検討する場とする。課題解決に向けた具体的な活動は実行チームが担うこととし、

その活動を踏まえ学校の課題や状況を把握した上で、学校評価につなげていく。

③学校を取り巻く課題の把握の際、各学校において、児童・生徒からの意見を聴き、学校運営協議会に報告する。

④学校運営協議会の回数は年5～6回程度とし、学校運営協議会を構成する委員は8名程度、その内訳は以下のとおりとする。なお、町会・自治会関係者は、以下の委員構成とは別に各校の実情に合わせ参加できるものとする。

- ・学識経験者または校長が学識経験者相当と認めた者 1名
- ・地域住民 2名
- ・保護者 2名
- ・校長が必要と認める者 2名
- ・校長 1名

⑤各小・中学校に単独の学校運営協議会を設置する。ただし、小・中学校双方に関わる課題やテーマ等を議論する場合は、小・中合同の学校運営協議会を開催することができる。その場合、中学校区を単位として、中学校の通学区域に含まれるすべての小学校の関係者が関わるものとする。

⑥学校運営協議会委員は特別職の非常勤職員とする。任期は2年とし、連続2回までの従事を可能とする。委員のうち、保護者は児童・生徒が在籍している期間のみの従事とするが、卒業後も引き続き、任期期間中は従事することができる。また、学識経験者や学識経験者相当と認める者については、その役割の継続性の観点から、連続4回までの従事を可とする。

⑦学校運営協議会委員の報酬は、これまでの年間ではなく、区の報償費の支払いに関する基準単価を参考に、委員長、委員に見合う報酬を開催ごとに支払う。

⑧各校の学校運営協議会は、実施状況について年間の報告書を作成し教育委員会へ報告する。また、教育委員会への提言ができるものとする。

⑨新たな仕組みの形骸化を招かないよう、教育委員会は、報告書とともに学校運営協議会に適宜参加して現状を把握し、教育委員会として、運営について必要な支援を行う。なお、学校評価についても、同様のものとする。

## (2) 学校支援コーディネーター

①学校運営協議会の事務局や実行チームで活動するボランティアの調整役、学校の渉外担当（職場体験の相手方との調整や学校施設利用の調整等）として会計年度任用職員の学校支援コーディネーターを配置する。なお、学校支援コーディネーターは副校長業務の一部を担うものとし、現在設置している副校長補佐の職を廃止し本職に統合して全校に配置する。配置にあたっては都の学校マネジメント強化事業補助金を活用する。

②学校支援コーディネーターは、教育委員会において公募し、教育委員会での一次選考、学校での二次選考を経て、教育委員会が任命し配置する。

③学校支援コーディネーターの勤務条件は、1日5時間、月16日勤務（年960時間）の職とし、副校長補佐業務およびコーディネーター業務を担う。これを基本とするが、小学校18学級未満、中学校14学級未満の学校は、1日5時間、月12日勤務（720時間）の職の設置も選択できるものとする。

④1日5時間、月12日勤務（720時間）の職を設置した学校においては、会計年度任用職員の勤務を補完する形で、従来の有償ボランティアの学校支援コーディネーターを、「(仮称)学校運営協議会支援員」として教育委員会が委嘱し、各学校に年間240時間の配置を認める。

⑤配置にあたっては、人選にかかるスケジュール等を考慮し、令和8年度から3か年程度をかけ各学校において人選を行う。なお、3か年の移行期間中、年960時間の学校支援コーディネーターの配置を選択した学校においては、年120時間を上限にこれまでの有償ボランティアである学校支援コーディネーターを「(仮称)学校運営協議会支援員」として設置することを可とする。移行期間後は、廃止を基本とし、改めて体制を検討する。

⑥学校支援コーディネーターの資質向上、ネットワーク化の促進など、地域学校協働活動の更なる充実を図るため、統括コーディネーターを学校支援コーディネーター経験者等から登用し、教育委員会事務局に配置する。

### (3) 実行チーム

①実行チームは、学校支援地域本部の機能として位置づけ設置する。その上限数やチームの構成員の人数は設定せず、各校の実情に合わせて設定するものとする。教育委員会として、小・中学校における学習支援に関するチームの設置を必須とする。

②防災に関しては、既存の活動の継続を基本とし、学校防災に関するチームについては、既に円滑な取組みを進めており、設置を必須ではなく推奨するものとする。また、現在ある学校協議会の機能を維持したまま実行チームとして継承することは妨げない。

③実行チームごとに代表者（実行チーム長）を任命し、実行チーム長は、学校支援コーディネーターとの連絡や実行チームの活動内容等の調整を行う。実行チームの構成員の任期は設けないが、実行チーム長については、4年を目途に交代するものとする。

④実行チームの活動に対して、実行チーム長およびチームメンバーに1回の活動につき1,000円を支払うこととする。支払いの対象となる活動は、学校運営協議会が認めた実行チームの活動とする。

⑤各実行チームの活動や課題を報告・共有するため、学校運営協議会において実行チームが参加する全体会議の場を設けることとする。

⑥実行チームの活動準備のための場として、学校施設の利用のほか、地域の公共施設等を対象とする。

⑦2年間の活動がない実行チームについては、教育委員会から該当する学校

運営協議会に廃止の勧告をし、学校運営協議会で検討するものとする。

- ⑧メンバーの募集を各学校だけでなく、区教育委員会広報誌を通し実施し、1回のみの参加を可能とするなど、興味をもってもらう工夫をする。また、実行チームの実績を区HPを始め、広報誌（区・学校）等で、広く紹介する。

#### (4) 学校評価

- ①学校評価は、学校の課題や実行チームによる取組みを通じ、各校において自己評価を実施する。
- ②学校運営協議会は、学校が実施した自己評価について、外部有識者等に意見を求めることができる。
- ③各校の自己評価の内容をもとに、学校運営協議会にて、学校関係者評価を実施し、当該年度の当初目標を再点検するとともに、実行チームの取組みによる効果検証や次年度目標を検討する。なお、学校関係者評価は、学校運営協議会委員長が取りまとめる。

#### (5) その他

- ①学校運営協議会委員長、委員、学校支援コーディネーター、実行チームメンバーを対象とした研修を実施する。
- ②学校支援コーディネーターについては、年1回全区的な情報共有連絡会を開催し、取組み事例や課題、解決手法の情報交換の場を設ける。
- ③本制度の運用について、校長を対象とし、毎年研修・対話の会を実施し、制度への認識を共通のものとする。
- ④各校の周年行事の際には、実行チーム等の活動に対し、表彰を行うと共に、学校運営協議会委員へ退任の際に感謝状を送る。
- ⑤各関係者への支払い業務は、外部委託化することを基本とし、検討する。

### 5 ワークショップの実施

#### (1) 実施校

- ①尾山台小学校、尾山台中学校

- ②武蔵丘小学校

#### (2) 日時・場所（予定）

- ①令和7年9月19日（金）18時30分～ 尾山台小学校

- ②令和7年10月下旬 武蔵丘小学校

#### (3) 内容

「これから地域のために学校はどうあるべきか」という観点から、学校運営委員会委員、学校支援コーディネーター、地域住民、校長等と、学校と地域がどのように協力すれば実現可能かを話し合う。

#### (4) その他

ワークショップの結果を踏まえ、今後の運営に向けた視点や優れた事例を取りまとめ、全校に共有する。

## 6 今後のスケジュール（予定）

- |        |      |   |
|--------|------|---|
| 令和 7 年 | 9 月  | 文教常任委員会報告（仕組み（案））<br>尾山台小学校、尾山台中学校ワークショップ     |
|        | 10 月 | 武蔵丘小学校ワークショップ                                 |
|        | 11 月 | 文教常任委員会報告（新たな体制）<br>各学校の学校運営委員会で次年度体制議論（～12月） |
| 令和 8 年 | 1 月  | 各学校の次年度からの体制決定                                |
|        | 3 月  | 区ホームページ、教育広報紙「せたがやの教育」で周知                     |
|        | 4 月  | 区広報紙で周知<br>新たな体制による運用開始                       |

